公示催告

平成２９年（へ）第２号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

千葉県いすみ市小沢236番地
申立人　田中　政三
権利の届出の終期　平成30年５月31日
平成30年１月22日　千葉一宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　いすみ市小澤字埋田230番
畑　72平方メートル
土地　いすみ市小澤字埋田231番
畑　201平方メートル
土地　いすみ市小澤字埋田232番
畑　99平方メートル
土地　いすみ市小澤字埋田233番
畑　29平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局いすみ出張所　大正８年９月29日受付第2810号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　大正８年９月29日金借により
権利者　安房郡北條町長須賀307番地
小谷　盛一

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第４９３号

兵庫県姫路市広畑区蒲田１―144
申立人　竹内　勝也
本籍兵庫県姫路市広畑区蒲田１丁目144番地、最後の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田１―144
不在者　竹内　隆一
平成９年２月16日生
届出期間満了日　平成30年３月19日
神戸家庭裁判所姫路支部

失踪宣告

平成２９年（家）第７号

本籍北海道岩内郡岩内町字清住231番地、最後の住所北海道岩内郡岩内町字万代26番地20
不在者　丹野昭三朗
昭和23年12月１日生
平成30年１月５日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所岩内支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第４号

青森市大字滝沢字住吉28番地７
申立人　株式会社八洲陸運
代表者代表取締役　三上　浩治
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月19日
平成30年１月22日　熊谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＤ60487
金額　1,400,000円
支払期日　平成29年11月30日
支払地　埼玉県熊谷市
支払場所　株式会社埼玉りそな銀行熊谷支店
振出日　平成29年７月31日
振出地　群馬県邑楽郡大泉町
振出人　日本運輸株式会社　代表取締役　黒岩　慶太
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１号

名古屋市北区清水４丁目１番10号
申立人　名光機器株式会社
代表者代表取締役　鹿養　和良
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月18日
平成30年１月22日　豊橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＫＡ334493
金額　324,000円
支払人　岡崎信用金庫花田支店
支払地　豊橋市
振出日　平成29年８月７日
振出地　豊橋市
振出人　有限会社中部空調サービス　代表取締役　平河　貴章
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２号

山口県周南市若山１丁目６番18号
債務者　南陽貨物株式会社
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中坪　清
４　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成30年４月27日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第８号

名古屋市瑞穂区大殿町２丁目１番地１
債務者　株式会社イマジン
代表者代表取締役　山田　卓
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野　守
４　破産債権の届出期間　平成30年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号

秋田県北秋田市綴子字田中下モ46番地
債務者　株式会社サンレンアート
代表者代表取締役　簾内　善行
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　緑川　正樹
４　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第９６号

東京都八王子市横川町835番地の５
債務者　有限会社フタバ
代表者代表取締役　松井　直人
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　啓介
４　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時40分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９７号

東京都八王子市横川町835番地５
債務者　有限会社ニューフタバ
代表者取締役　松井　直人
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　啓介
４　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時40分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６号

群馬県高崎市吉井町矢田326番地８
債務者　有限会社アライメンテリース
代表者代表取締役　新井　武幸
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石島　研二
４　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時10分
前橋地方裁判所高崎支部